

○北陸地方整備局告示第十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年二月十七日

北陸地方整備局長 野田 徹

第1 起業者の名称 石川県

第2 事業の種類 県央土木総合事務所移転改築事業

第3 起業地

1 収用の部分 石川県金沢市直江町地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、石川県金沢市直江町地内における9,791.45㎡を起業地とする「県央土木総合事務所移転改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

土木総合事務所は、石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号）第15条第10号の規定に基づき設置された社会資本整備や災害対策などの業務を所掌する施設である。

起業者である石川県は、県内を5分割して、それぞれの区域に土木総合事務所を設置しており、県央土木総合事務所（以下「県央事務所」という。）は、県庁所在地である金沢市など2市2町を所管区域とする施設である。

県央事務所の施設を整備する本件事業は、法第3条第31号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である石川県は、石川県耐震改修促進計画（平成19年6月）に基づき、管理する建築物について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定による現行の耐震基準に適合するよう、計画的に耐震化を進めてきたところであり、本件事業に係る事業の認定申請時において、県央事務所を除く全ての土木総合事務所について耐震化が完了している。

現在の県央事務所は、昭和44年に建築された施設であり、現行の耐震基準に適

合していないことから、大規模な災害が発生した場合、施設自体が倒壊する危険性を有している。

このようなことにより、県央土木総合事務所移転改築事業が計画されたものであり、また、平成26年10月の石川県議会において、本件事業の予算措置が講じられていることなどから、起業者である石川県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

県央事務所は、金沢市、かほく市、河北郡津幡町及び河北郡内灘町（以下「現在の所管区域」という。）の2市2町を所管しており、社会資本の整備・管理などの業務を所掌している施設であることに加えて、災害の発生又は災害の発生するおそれがある場合には、所管区域の巡視点検や災害発生箇所の被害状況の調査及び災害復旧対策の監督等の業務を行う災害復旧の拠点となる役割も担っている。

また、県央事務所は、石川県地域防災計画において、石川県内において大規模な災害の発生が予測され、かつ、石川県庁に災害対策本部が設置された場合、必要に応じて現地災害対策本部が設置される施設として位置づけられている。

しかしながら、現在の県央事務所は、昭和44年に建築された施設であり、建築後すでに40年以上経過し、経年劣化による老朽化が著しいことに加えて、現行の耐震基準に適合していないことから、大規模な災害が発生した場合、災害復旧の拠点となる施設でありながら、施設自体が倒壊して、隣接する道路を寸断するなどの危険性を有しているだけでなく、施設が倒壊すると現地災害対策本部の設置ができなくなり、所管区域の災害復旧活動に著しく支障をきたすことになる。

また、現在の県央事務所の延床面積は、1,319.51㎡であり、本来、業務上必要な面積である約2,800㎡（石川県予算基準単価表（平成26年度）に基づく積算）を満たしていない。そのため、駐車場として利用されていた場所に大会議室を整備するなど応急措置により、業務の執行を行ってきたところであるが、大規模な災害を想定した場合、適正な規模の敷地面積が確保されていないことから、緊急時の対応が懸念されているところである。

さらに、平成16年度、改正後の石川県組織規則（平成16年3月31日改正）の施行により所管する区域の変更が行われた。改正前の県央事務所の所管区域は、金沢市、石川郡野々市町（平成23年11月11日より野々市市に移行。）、松任市及び石川郡美川町（手取川河川区域を除く。）（平成17年2月1日より白山市に移行。）（以下「改正前の所管区域」という。）であったが、現在の所管区域に変更されたことから、改正前の所管区域では、概ね中央部に位置していた県央事務所が現在の所管区域では、南端部に位置することになり、効率的な業務の執行や県央事務所を利用する地域住民の利便性に支障が生じているところである。

本件事業の完成により、県央事務所は、現行の耐震基準に適合した施設にな

ることに加えて、業務の執行に必要な延床面積及び敷地面積が確保されることになる。

また、大規模な災害が発生した際、災害対策本部が設置される石川県庁や国道などを管理する国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所（以下「金沢河川国道事務所」という。）等にも近接することになり、災害情報の早期収集や災害復旧活動の拠点施設として、十分な機能を発揮することに寄与するものである。

さらに、所管区域の南端部に位置している現在の県央事務所が移転することにより、所管区域の概ね中央部に位置することになり、現場へのアクセスが改善されるだけでなく、効率的な業務の執行や県央事務所を利用する地域住民の利便性の向上にも寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に定められている対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価法等に基づく環境影響評価は実施されていないが、起業者が環境影響評価法等に準じて任意で環境影響調査を実施している。

上記の環境影響調査等によると、本件事業地内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき植物は見受けられなかった。

また、動物については、環境省レッドリスト（以下「レッドリスト」という。）に絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキタノメダカが確認された。さらに、レッドリスト及び改訂・石川県の絶滅のおそれのある野生動物（いしかわレッドデータブック〈動物編〉2009）（以下「いしかわレッドデータブック」という。）に準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、いしかわレッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているササゴイ及びレッドリストに情報不足の種として掲載されているケリが確認されている。

水路で確認されたキタノメダカについては、周辺の用水から移動してきたものと考えられており、起業者は工事による土地の改変区域で生息が確認された場合、適切な保全措置を講じることとしている。

ミサゴ、ササゴイ及びケリについては、周辺に同様な環境が広く残されていることに加えて、起業者は工事実施期間の調整などの保全措置を講じることから、影響は小さいとされている。

なお、本件事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、石川県予算基準単価表（平成 26 年度）等に基づき、各室の使用目的、緊急時の自家発電設備など大規模な災害を想定した施設等の確保について個別に必要な面積を勘案して決定しており、本件事業の事業計画は同基準単価表等に適合している。

県央事務所は、大規模な災害が発生した際、災害復旧の拠点となる施設であり、石川県庁に設置される災害対策本部及び金沢河川国道事務所等から災害情報の早期収集が可能になるだけでなく、災害復旧対策について、これらの機関と相互連携を図りながら適切な措置を講じることも可能となる。また、平成16年度より所管区域が変更になったことにより、現在の県央事務所は、所管区域の南端部に位置しており、効率的な業務の執行や県央事務所を利用する地域住民の利便性の向上を図る観点から、移転する県央事務所の位置が所管区域の概ね中央部となるよう勘案し、起業地の選定にあたっては、石川県庁に近接する4箇所の候補地について検討を行っている。

検討された4箇所の候補地を比較すると、申請案は、起業者が所有している土地の隣接地を取得することから、用地取得面積が最も小さく、区画整理事業で造成された土地であるため、造成工事を行う必要がなく支障物件もないことに加えて、事業費が最も廉価であることなど、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

起業者である石川県は、石川県耐震改修促進計画に基づき、管理する建築物について、現行の耐震基準に適合するよう、計画的に耐震化を進めてきたところである。

県央事務所は、社会資本の整備・管理に関する業務に加えて、大規模な災害が発生した場合、現地災害対策本部が設置され、災害復旧の拠点施設としての役割も担っていることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要がある。

なお、石川県内の土木総合事務所については、県央事務所を除き全て現行の耐震基準に適合している施設である。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 石川県金沢市役所